

犯罪収益移転防止法の改正に伴うお取引時の確認に関するお願い

当行では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」（以下、「犯収法」といいます。）に基づき、口座開設等の際に、お客さまの氏名、住所、生年月日等を確認させていただいておりますが、犯収法の改正により、平成25年4月1日から、これらの確認事項に加えて、職業・事業内容や取引を行う目的等についても確認をさせていただくことになりました。

平成25年4月1日以降はじめて口座を開設されるときや、ご融資を受けるときは、すでにお取引いただいているお客さまにも、一度は、今回追加された確認事項の確認が必要となっておりますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

◎太枠内が今回追加された確認事項です。

個人のお客さま		
	確認事項	ご持参いただく書類等（原本）
従来の確認事項	氏名 住所 生年月日	運転免許証 運転経歴証明書 各種健康保険証 各種年金手帳 在留カード 特別永住者証明書 住民基本台帳（写真付） などのいずれかを提示していただきます。
追加された確認事項	お取引の目的	当行所定の書面に記入していただきます。
	ご職業	

法人のお客さま		
	確認事項	ご持参いただく書類等（原本）
従来の確認事項	名称 本店または 主たる事務所の所在地	登記事項証明書 印鑑登録証明書 などを提示していただきます。
	来店された方の 氏名、住所 生年月日	上記「個人のお客さま」に記載の書類 などを提示していただきます。
追加された確認事項	お取引の目的	当行所定の書面に記入していただきます。
	事業の内容	登記事項証明書、定款 などを提示していただきます。
	主要株主等の方の 氏名、住所、生年月日	当行所定の書面に記入していただきます。 株式会社・有限会社などは、25%を超える「議決権」を持つ方の氏名、住所、生年月日の確認をさせていただきます。 一般社団法人、医療法人などは、代表権の有る方の氏名、住所、生年月日の確認をさせていただきます。

* 登記事項証明書、印鑑証明書は、発行日から6ヶ月以内のものがが必要です。

* 定款は、確認日において有効なものが必要です。

* 主要株主の中には法人も含まれます。

個人のお客さま 法人のお客さま 共通		
追加された確認事項	お客さまの代りに 来店された方との ご関係の確認	お客さまとのご関係などがわかる書面や、社員証、職員証などを提示していただきます。 また、お客さまに電話連絡などをする場合もあります。

詳しくは当行本支店窓口へお問い合わせください。